

# 平成29年第4回東大和市議会定例会会議録第30号

平成29年12月19日（火曜日）

## 出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

## 欠席議員（なし）

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

## 出席説明員（15名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	ごみ対策課長	中山仁君
都市計画課長	神山尚君		

## 議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1〕

第 1 29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求  
める陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第2～日程第3〕

第 2 第46号議案 東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

第 3 29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情

第 4 委第2号議案 骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

第 5 委第3号議案 小平・村山・大和衛生組合における計画中の事業に関する行政手続の透明化等を求め  
る決議

第 6 議第5号議案 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

第 7 議第6号議案 来年度の国民健康保険税について、大幅値上げに反対し、引き下げを求める決議

第 8 閉会中の特定事件調査について

第 9 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第1から第9まで

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（押本 修君） 12月18日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。

12月18日及び本日の開会前に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

12月18日の議会運営委員会において、委員会提出議案2件及び議員提出議案3件について定例会最終日で上程されることを確認いたしました。本日、議第7号議案について、提出者から取り下げの申し出がありましたので、開会前の議会運営委員会で確認をいたしました。請願・陳情につきましては、12月15日正午までに提出はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上です。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

日程第1 29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情

○議長（押本 修君） 日程第1 29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、総務委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） おはようございます。

ただいま議題に供されました29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情につきまして、総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本陳情の審査は、平成29年12月13日に本委員会を開催し、副市長並びに関係部課長の出席を求め審査を行いました。

本陳情につきましては、議題に供した後、朗読終了後、質疑を行いました。主な質疑は次のとおりであります。

1番目の質疑者から4点の質疑がありました。1つ目として、東大和市嘱託員の設置に関する要綱第4条について、どのような根拠、考え方にに基づき制定したのかとの質疑に対し、市側から、嘱託員の任用根拠は地方公務員法に基づき、本市では東大和市嘱託員の設置に関する要綱を定めて、任用等の制度運営を行っている。第4条は国の見解として、本来の嘱託員の雇用期間を原則1年としており、これに従った中で本市としてこれを定めているとの答弁がありました。2つ目として、国の見解によって6回という制限がなされている。その考え方は何に基づくのかとの質疑に対し、市側から、総務省の見解は嘱託員の任用期間は原則1年としている。本来1年たった段階で広く公募し任用試験を行うのが筋だ。しかし、それに係る事務的問題や効率性を考え、

6回までは簡易な能力評価を行った上で更新をする。そして7回目には広く公募をして採用試験を行うこととしたとの答弁がありました。3つ目として、現在6回を超えている方々にどのような対応をしているか、具体例を含めて教えてほしいとの質疑に対し、市側から、更新回数制限になった方は、その段階で任用がなくなる。そして公募による採用試験を行う。6回条項に該当された方も、その試験を受けることは可能なので、受験いただくことはできる。実際、本年4月1日時点で嘱託員の方で採用試験を受験して、再度任用されている方が35名いるとの答弁がありました。4つ目として、当市と同様に更新に制限を設けているのはどのようなところがあるのかとの質疑に対し、市側から、東京都で集計したデータによると、武蔵野市、小金井市、国分寺市、国立市、西東京市、東久留米市、そしてことし4月1日時点で武蔵村山市、多摩市等が設置してある。東京都も同様な手法で更新の回数制限を設けているとの答弁がありました。

2番目の質疑者からは6点の質疑がありました。1つ目として、7回目から広く公募との答弁があった。更新をする中で、例えば有給の扱いなど次年度に繰り越す制度があるが、一旦そこで終わり新たに公募になってしまうと、そういうものが途切れてしまうのかとの質疑に対し、市側から、当市では現状途切れた形になっているが、労働基準法からいっても再度繰り越されるのが本当で、当市もこれから修正していくとの答弁がありました。2つ目及び3つ目として、民間では5年を超えると期間の定まらない雇用をするという形になってきている。公務員だけが更新制限をかけているところが幾つかあるが、時流として期間を定めなくなっていて、他の自治体で更新制限がないところも出てきている。東大和市ではこれまでこういうこと、つまり制限を撤廃することについて議論がされてきたのかとの質疑に対し、市側から、民間いわゆる労働契約法が適用されるものについては、5年を超えて雇用した場合、無期雇用となる。今この条項に関して言えば、労働契約法は公務員には適用されないため、嘱託員の無期雇用の義務は発生していない。期間の更新回数では、本来原則的に嘱託員の雇用は任用期間1年ということで行っている。これを何年にするかは、当市としては広く門戸を広げ、公平性、平等性を捉えた中で能力実証を客観的に行うことがやはり必要だと考え、更新制限6回を設けている。そういった意味で、もともと国の見解もそうだが、嘱託員の半永久的な雇用、期間のない、制限のない雇用というのは好ましくないことだとわかっているので、当市としてそういう議論は今まで行ってきてはいないとの答弁がありました。4つ目として、総務省自治行政局公務員部の通知の59号によると、客観的な能力実証を経て再度任用されることはあり得るとされている。そのためには適正な人事評価が必要だと思うが、これに対する人事評価制度は通常の正規雇用と別になっているのか、同じなのかとの質疑に対し、市側から、嘱託員について、今、要綱上は6回まで更新できる形で、現状ではその間、通常の勤務状況などを直属の上司が見た中で能力評価とさせていただいている。人事評価制度そのものは、当市において、正職員のほうもここで導入し始めたばかりで、嘱託員についてはまだ整っていない。今後研究していく必要があると考えているとの答弁がありました。5つ目として、同じ通知に、能力の実証の結果や業務の見直しによる業務自体の廃止、その他合理的な理由により再度の任用を行わないとする場合においては、事前から説明を行ったり、ほかに応募可能なところを紹介する等の配慮をすることが望ましいとされているが、当市の現状はどうなっているのかとの質疑に対し、市側から、職の廃止などはないが、通常あるのは6回の更新制限が来た方々に対して、新しい職をあっせんしたりなどは現状行っていない。任用に際しては、当然6回の更新ですよという説明は事前にさせていただいているとの答弁がありました。6つ目として、特別職嘱託員は、ある専門的な知識が必要などの観点で募集されていると思う。他の自治体も同じような人員を非正規雇用として募集していると思うので、それが6回の更新制限があることで、条件がよければそちらに流れてしまうことも考えられる。その意味で、募集を

出してもなかなかこの職種は集まらない。例えば保育士等該当するかもしれないが、そういったなり手不足ということが生じているのかどうかとの質疑に対し、市側から、公募をした際の募集状況は、嘱託員全体を通した中で、保育士は時代の趨勢で1回だけ集まらないことはあった。しかし何回か、最低2回ぐらい募集をした中で、現状では集まっている。その他の嘱託員についても当市の場合、PR等も行っており応募はあるとの答弁がありました。

3番目の質疑者からは1点の質疑がありました。市として回数制限を外すことの一歩のデメリットは何だと考えているのかとの質疑に対し、市側から、再度の任用を続けることは現実的に勤務等に問題がない限り、同一人物の任用が半永久的に続くということが考えられる。公共団体として、本来ほかの多くの人の任用の機会を確保しなければいけないが、それが失われてしまうということが第1点である。それと公募によって、もしかするとそれ以上に知識と経験を持った人を採用できるかもしれないといった機会も失われること等が考えられる。回数制限を設けることにより、職員の任用における成績主義や平等取り扱い原則、こういったものを現状では徹底することができていると思っているとの答弁がありました。

4番目の質疑者からは4つの質疑がありました。1つ目として、嘱託員の位置づけだが、東大和市では正規職員、嘱託員、臨時職員と3つのカテゴリーに分かれているが、今現在正規職員、嘱託員、臨時職員はどれぐらいいるのか。このうち嘱託員は、または非正規ということでも構わないが、どれぐらいいるのかとの質疑に対し、市側から、手元の資料で嘱託員についてのみ話をすると、平成28年の4月1日時点で185人を嘱託員として採用しているとの答弁がありました。2つ目として、私が一般質問などで答弁された内容でいうと、平成26年から29年で正規職員は498人から476人でマイナス22人、嘱託員は147人から176人でプラス29人、臨時職員は444人から429人でマイナス15人、合計は1,089人から1,081人でマイナス8人、非正規率は54.3%から56.0%となっている。正規職員が病気等で退職し、その年度は緊急的に嘱託で担ってもらうが、その後は正規に戻すのではなく嘱託員でいく方針だとの説明もあった。よって、ミクロで見ても、この間通して見ても、正規職員から嘱託員に人材を置きかえている状況があるように見受けられるが、この認識でいいかとの質疑に対し、市側から、嘱託員に関して、市としては専門的な知識や経験、資格等を有する方になっていただくというのが大原則だと思っている。そのような職に現状でもついていたいただいていると考えているとの答弁がありました。3つ目として、専門職なのかそうじゃないのかということを探っているわけでは全くない。答弁がかみ合っていないが、つまり非常に高い事務処理能力、知識、経験を持っている方が、原則毎年毎年身分を更新させられ、都合7年は身分保障されているが、それから後については全く新たな試験によって初めから雇ってもらうということが、この間もされてきたわけだ。今後平成32年4月1日から会計年度職員の制度が施行されるが、今まで嘱託として雇われている方は32年4月から会計年度職員に制度上移行する手はずになるかと思う。そうすると、今この6回更新制限にかかっている方は、今後30年、31年中に雇われた方が対象になるということでのいいかとの質疑に対し、市側から、会計年度職員は平成32年4月から新たに制度化されるものである。現在任用されている嘱託職員については、この制度が32年3月までの法的な根拠になるため、その時点で一旦、その任用としては終了するということになるとの答弁がありました。4つ目として、平成29年8月に総務省から出された会計年度任用職員制度のマニュアルを見ると、この更新についての考え方では、制度が変わると毎年1年ごと、会計年度ごとに雇われて、もうそれだけだとなっている。次の年には全く初めて新たに雇われる立場だということを、よくその勤務者に認識させてくださいという説明もある。よって、今まで以上に悪く不安定になっていく。こういう中で、この陳情者の方々が言うように、6回制限を外してきちんと安定させて、住民

サービスを担ってほしいと思うのは当然のことではないか。東大和も総務省のマニュアルのような方向になることは間違いないわけかとの質疑に対し、市側から、会計年度任用職員の制度は平成32年4月から制度化される。ただ、会計年度任用職員は1年度での任用という総務省の見解が出ているが、1年度限りでその後の更新はどうなるかということについては、いまだ具体的なところが総務省からも示されていない。これは、今後当市も含めて各市で具体的にこれから研究し決めていくことであると考えており、現在ではまだその点は決まっていないとの答弁がありました。その後、質疑者からは意見として、翌年の採用のために能力実証をしなければいけないが、この基準は正規職員でさえ制度が始まったばかりで、嘱託の方はないとの話があった。このマニュアルでは自治体が、各市町村が早急に自分たちでつくれと書いてある。上から何かしら目安になるようなものは当然来るだろうが、それを待っているという曖昧なままで置いておくのはいかがなものかとの話がありました。

以上で質疑を終了し、次に自由討議を行いました。自由討議での意見は次のとおりです。

1番目の発言者からは、当市が行っているとおり、6回更新の後も再度同じ方が試験を受けて同じ職につくということが保障されていて、現実35人の方たちはそのような形で継続して仕事をしていただいていることを確認させていただいた。よって、その6回以降のことも門戸が開かれている。

一方、この嘱託員の任用ということに関しては、公共性の高い市の仕事においては平等性や公平性などが求められており、一方では継続して働くことが認められ、また一方では多くの人に門戸が開かれているということで、現行の制度で問題はないと考えているとの意見が述べられました。

2番目の発言者からは、6回更新終了後に公募となっているが、これ自体も雇用の安定からすると、働く側としては非常に不安定だ。だから住民サービスの見地から考えると、基本的にスキルの高い人間が東大和市の職員として長く勤めてほしいというのは当然のことだ。これから先、そういった専門的な知識を持っている人間がなり手不足ということにもなりかねない。すると、例えば更新がない、逆に報酬が高いところなどといった条件のいいところに行くのではないか。東大和市では、保育士以外のところはそこそこ募集したら来る状況だが、今後のことを考えると、やはり労働者の環境を安定させていくことは、市としてはやっていく必要があると考えるとの意見が述べられました。

3番目の発言者からは、嘱託員、臨時の方も含めて、公務員の方が、地域の事情に精通しており、地域の実情も踏まえた上で市民に対してサービスを行うということは、とても重要だと思う。特に嘱託員の場合は対面して相談業務に当たられたり、保育もそうだが直接対応するような方、またその住民の生活の背景と深くかかわってくる仕事につく方も非常に多い。そのためなるべく身分保障をしていく、雇用も保障していくことは大事だと思う。もちろん、6回更新を外して何度でも更新できても、別に完全に雇用の安定というわけではない。民間と同じように5年勤めたら無期転換というようなことが本来あるべきだということを踏まえた上で、この陳情についてはその趣旨を酌むべきだと思うとの意見が述べられました。

以上で自由討議を終了しました。

次に、討論を行いました。討論は賛成討論が1名の委員からありました。内容は、陳情趣旨にあるように、専門的な知識や経験を生かせる適切な毎年度の実力実証によって、次年度への更新がなされること。また、6回の更新制限を見直すことということは、住民生活を守る、そのサービスの担い手として必要なベースとなる条件だと考える。ましてや、32年度からは会計年度職員ということで、さらなるこの条件の改悪もされることになるので、こういった流れに対してきちんと職員の身分を保障していくという立場で、この陳情が取り上げ

られるよう期待するというものでした。

討論が終了した後、採決に入りました。採決は起立により行いました。その結果、起立少数につき29第10号陳情「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情は、不採択と決しました。

以上で総務委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1 番（森田真一君） 日本共産党を代表して、29第10号陳情「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情に、賛成の立場から討論を行います。

司書や保育士、消費生活相談員など高度な専門知識や経験を要する職務にありながら、官製ワーキングプアと呼ばれるような極めて低賃金、不安定な身分に置かれる非正規公務員は、各自治体で年々ふえています。その労働条件の改善は、単に労働者の利益にとどまらず、住民にとっても行政サービスの水準を担保する上で重要な課題と言えます。

ところが、実際には非正規公務員をめぐる法整備は改善どころか重大な改悪が持ち込まれようとしています。2020年度より施行される会計年度職員制度が始動すれば、総務省が示す導入等に向けた事務処理マニュアルにあるとおり、再度の任用の位置づけを会計年度任用の職は1会計年度ごとにその職の必要性が吟味される、新たに設置された職と位置づけられるべきものである。同じ職の任用が延期された、あるいは同一の職に再度任用されたという意味ではなく、あくまでも新たな職に改めて任用されるものと整理すべきものであり、当該職員に対しても、その旨説明が必要としており、これまで嘱託員であれば6回までは契約更新が期待できていたものが、毎年首切りにおびえる身分にされることとなります。重大な逆行です。

東大和市では、正規職員、嘱託員、臨時職員の数を2014年度と2017年度とで比較をすると、全職員数は1,089名から1,081名へと微減ながら、正規職員は22名の減少、嘱託員は29名の増加と、正規から非正規へと置きかえる人事政策がとられてきたことがわかります。非正規公務員の労働問題に詳しい財団法人地方自治総合研究所の上林陽治氏の研究によれば、東京都内23区、26市の2016年度の職員の非正規率は、東大和市が48.1%と最も高いものとなっています。

地方公務員法第3条3項3号を根拠とする特別職非常勤職員の雇用継続の期待権をめぐる事例とされる中野区事件は、任用期間を1年間として多数回にわたり任用が繰り返されてきた非常勤保育士が、指定管理者制度の導入に当たり雇いどめとなったことを不服として争われました。この事件で確定した高裁判決は、任用は私法上の雇用契約と解せない以上、私法上の雇用関係に適用される解雇権濫用法理の類推適用は認められず、再

任を請求する権利は認められないとしながらも、このケースでは報酬1年分の慰謝料の支払いを区側に命じました。判決の中では、公法上の任用関係にある場合の労働者が、私法上の雇用契約に比して不利となることは確かに不合理。反復継続して任命されてきた非常勤職員に関する公法上の任用関係においても、実質面に即応した法の整備が必要とされる場所であると指摘をして、本人の意に反する雇いどめそのものを規制する、その後の法整備を求めました。

ILOが1994年に採択した第175号条約、パートタイム労働に関する条約では、均等原則としてパートであることを理由に賃金を低くすることを禁止し、その他の権利、労働条件、社会保障についても比較し得るフルタイム労働者と同等にすることを明記しています。日本の非正規公務員が法の谷間に置かれ、権利侵害があっても救済機関さえなく、無権利状態に置かれていることは国際的に見ても大変異常なことです。本来、国や地方自治体などの行政機関が民間に率先して均等待遇や権利拡充について模範を示すことこそが求められます。本来長期に雇用される非正規公務員は、正規公務員として安定した待遇を与えられるべきものであり、住民にとっても行政サービスの水準を維持向上される基礎となります。

本陳情は、嘱託員の6回更新制限条項の見直しという、非正規公務員の待遇改善の最低ラインを保障することを求めるものであり、賛成いたします。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

〔19番 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） 議席番号19番、公明党の東口正美です。

私は、公明党を代表して、29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情に、反対の立場で討論いたします。

臨時・非常勤職員の任用等については、地方公務員法第22条において、最長1年以内と規定されています。また、再任用については成績主義や平等取り扱いの原則を踏まえるよう、総務省から通達が出されています。現行の東大和市嘱託員の設置に関する要綱にはこのことが踏まえられており、嘱託員の委嘱期間を1年とすること、また6回に限り更新することができると定めています。

今委員会の質疑で確認したところによれば、6回更新後も再度同じ職の試験を受け、再び採用されることもあり、現在そのような形で働いている方が35人いるとのことでした。よって、現行の要綱には公平性、継続性がともに担保されており、見直す必要はないものと考えます。

以上、反対の討論といたします。

〔19番 東口正美君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） おはようございます。やまとみどりの床鍋です。

29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情に、やまとみどりを代表して賛成の立場で討論を行います。

現在、東大和市の職員のうち約半数近くが嘱託員を含む非正規職員となっております。この割合は多摩26市のうち最も高い率となっております。東大和市が定める東大和市嘱託員の設置に関する要綱第2条によれば、嘱託員は専門的な知識及び経験、相当程度の専門性を有する者、公的資格を有する者、技能・経験を必要とする者、一定期間相当量の業務があることなど、一定以上の経験や専門性が重要視されております。当然、市が

行う業務は多岐にわたり、正規職員だけでは対応が難しい場合もあるでしょう。その際に専門性の高い人材を登用することに対し、異議を唱えるものではありません。しかしながら、東大和市の非正規職員の比率は、本来のあるべき姿から大きく離れているものと言わざるを得ません。全職員の半数近くが非正規職員が占めるということは、通常正規職員が行うべき業務が非正規職員により肩がわりしているという状態です。

このような状態を続けていくことで予想されることは、行政の生産性が損なわれるということが考えられます。行政の仕事は、その経験を重ねることにより業務の効率が上がります。また、地域住民との密接なつながりをもたらすことにより、地域独自のニーズを的確に捉えることができます。しかし、長期雇用を前提としない非正規職員が多数を占める場合、行政の継続性が失われることで生産性は下がってしまいます。これでは市民サービスがますます低下していきます。また、長期的な職員教育を行うことができないため、優秀な職員の育成という点でも懸念を感じざるを得ません。

また、平成32年4月、会計年度任用職員制度が導入されることになれば、現在の6回の更新はおろか、会計年度ごとに雇いどめがされる可能性が広がるのではないかと不安になっている職員からの声も上がっております。現在、市長は子育てしやすいまちを政策の前面に出しておりますが、これを実現するためには、東大和市民民全員が幸せになること。また、市役所の職員が幸せでなければ実現しません。まず、この非正規職員の待遇の改善を求めたいと思います。

市役所の正規職員の皆さん、皆さんの仕事は市民と寄り添うという大切な仕事です。それと同時に自分の隣の同僚のことも少し思いをはせてみてください。また、同僚議員の皆さん、東大和市にかかわる全ての人々が幸せになるため、この陳情に賛成していただけることを望み、賛成討論とさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、蜂須賀千雅です。ただいま議題に供されました29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情に対し、自由民主党・無所属の会として、反対の立場から討論いたします。

さて、嘱託員の任期については、毎年度の予算で職の設置について査定され、定員管理上も条例で定める定数の対象外であることなどから、原則1年であるとされております。東大和市の嘱託員の採用について、6回までの更新を認めておりますが、これは簡易な能力実証等を経て、新たな職に改めて任用されたものであり、便宜上これを更新と呼んでいるものであります。

陳情理由にあるような、更新回数制限のない、いわゆる永久的な任用による場合、1年ごとの任用を形骸化するとともに、多くの人への任用の機会が失われることとなります。また、公募により広く人材を募集し、より専門的知識と経験を有する人材を採用する機会も失われることとなります。現行の東大和市の制度は、更新回数制限を設けることにより、職員の任用における成績主義と平等取り扱い原則を徹底しているものであり、地方公務員法の趣旨を十分に反映させ、結果としてよりよい市民サービスの提供、実現に寄与しているものであります。

なお、6回の任用が満了した場合でも、公募による採用試験への受験の機会を与えられており、継続任用を希望する人を排除することにはならないと考えております。

以上の理由から、本陳情には反対をするものです。

以上、自由民主党・無所属の会を代表し討論とさせていただきます。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔5番 二宮由子君 登壇〕

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、與市会、二宮由子です。

與市会を代表し、29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情に、反対の立場で討論を行います。

さて、まず東大和市の嘱託員の採用は、更新制ではなく都度の新規採用であります。また、仮に更新制であったとしても、陳情理由にあるような、いわば自動更新と永久更新を認めてしまえば、正職員と同等の身分保障を与えることになり、その結果、嘱託員制度が有名無実化し、正職員との平等性が担保できなくなり、当市の公務員制度全体にも悪影響を及ぼすおそれが生じる可能性があります。

次に、同要綱の第1条、目的、市行政の効率的な運営に資することではありますが、効率的とは前述のような自動更新を目指していないことは明らかです。逆にこの実現に行政の採用の担保、確保が重要であることは、現在嘱託員制度に各自自治体の裁量が認められていることからもうかがえるところであります。

また、専門的な知識や経験のみが判断基準でよいのかと考えたとき、人事は合理性のみで行われるべきでなく、人間性なども判断基準であるべきであります。対人能力が特に問われる職種であればなおさらです。

したがって、殊さら効率的のみを追求することは市民を危険にさらすことにつながり、安全・安心を旨とする行政運営にはそぐわないと考えます。

以上です。

〔5番 二宮由子君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

日程第2 第46号議案 東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

日程第3 29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情

○議長（押本 修君） 日程第2 第46号議案 東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例、日程第3 29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情、以上議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、建設環境委員会委員長、根岸聡彦議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） ただいま議題に供されました第46号議案 東大和市生産緑地地区に定めることができ

る区域の規模に関する条例及び29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情について、建設環境委員会における審査経過並びに結果を報告いたします。

これらの審査は、平成29年12月15日に本委員会を開催し、副市長並びに関係部課長の出席を求め審査を行いました。

第46号議案 東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例につきましては、本会議にて提案理由の説明が終了していることから、直ちに質疑に入りました。主な質疑としては以下のとおりです。

まず、生産緑地そのものの制度についての説明を求める。また、その規模を300平方メートル以上と定めることでの効果について伺う。それから、東大和市において農地をあるべきものということで守っていくことでの現状と課題についての認識を伺うという質疑に対し、生産緑地の制度については、生産緑地法の目的が農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とするとなっている。生産緑地法の3条で、一定の農地を都市計画に生産緑地地区に定めることができるとなっており、農地については農林漁業と調和した都市環境の保全と良好な生活環境の確保に相当の効用がある農地、また公共施設等の敷地の用に供する土地として適している、そういった農地である。

もう一方で、現状では500平方メートル以上の規模の区域であることという条件がある。そして、このような生産緑地地区に指定した場合、農地等として管理しなければならないという義務が発生し、建築物等の建築等が制限される状態となる。営農義務が一応30年ということとなっており、その間は建築物の建築については制限がかかるようなことになる、そういう制度である。

また、現状で500平方メートルという最低基準があるので、これを300平方メートルに改正することにより、都市農地の保全が進むと、そういう方向にシフトしていくと考えているとの答弁がありました。

また、農地の保全についての現状と課題については、当市では農地のほとんどが市街化区域内にあるため、宅地化の進行による農地の減少が進むと同時に、農家世帯の高齢化や農業後継者問題等、極めて厳しい状況にある。こういったところから、農業者が行う事業に要する経費の一部を補助することにより、農業者の持続的かつ安定的な農業経営が確立するようなことを目指している。課題としては、農地の保全に関し、当市の立地条件を生かして生産性や利益性の高い農業を確立すること。また、農業後継者や労働力の不足を改善するために、地域農業を支えるボランティアの育成に力を入れることが重要であると考えているとの答弁がありました。

次に、生産緑地と同じ500平方メートルということで、市民農園の基準も定められているが、市民農園の最低の規模も300平方メートル以上とする考えがあるのか、もしくは検討課題となるのかという質疑に対し、市民農園の設置基準は、東大和市民農園条例施行規則において、500平方メートル以上であることと定められている。これは、市民農園として整備する上において、耕作に要する水道設備や園内の通路、こういったことに加え、駐輪スペースが必要になったり、相当数の区画割ができる農地であることが望まれる。こういうことから、当市は利用者の利便性を確保する上で、現在500平方メートル以上と定めている。今後については、市民農園を利用したいという市民のニーズをしっかりと確認しながら、当市の農業政策上どのようにすべきかを判断していきたいとの答弁がありました。

次に、生産緑地の規模の下限が500平方メートルから300平方メートル以上となることにより、生産緑地地区がどのくらいふえる見込みなのかという質疑に対し、当市には300平方メートル以上500平方メートル未満の農地が約5.62ヘクタールあるが、アンケート調査の結果、6.3%の方が、下限面積が緩和されれば生産緑地としたいという回答をしてきた。あくまで便宜的に算出した面積ではあるが、5.62ヘクタールに6.3%を乗じた約

3,500平方メートル程度という推計ができるかと思うとの答弁がありました。

次に、振興計画で、現時点説明できる範囲でどのような内容が盛り込まれるのかという質疑に対し、新たな農業振興計画の中で平成30年度から39年度までの計画を策定している。詳細は決まっていないが、都市とともに共存し、市民生活に貢献する力強い都市農業を目指すといったことが中心となって検討が進められている。特徴としては、小規模農地の農家に対する施策が不十分であるという指摘もあり、小さな農地面積であっても一生懸命頑張っている農家に対しては、何らかの形で支援をしていくことを、今計画を策定する中で検討しているとの答弁がありました。

質疑、自由討議、討論を終了し、採決を行いました。採決の結果、第46号議案 東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情を議題に供し、朗読終了後、質疑を行いました。主な質疑は以下のとおりであります。

まず、陳情理由に、第46回の地域連絡協議会で協議会を一方的に打ち切り解散をされたと書かれてあるが、懸案事項がいまだに未処理で残されている状況で解散された理由について何うという質疑に対し、まず第1に建設に向けた議論の中で、さまざま御意見等をいただけたということである。2点目として、今の協議会に残っている十二、三の団体の方々の溝はなかなか埋められないということがある。そして一方では、年内には建築確認をとらなければいけないという事業スケジュールを従前から提出させてもらっており、そういったことから、一度この建設に向けた協議会は閉めさせてもらい、来春を目途に別途違った場を設けさせていただくということであるとの答弁がありました。

次に、近隣住民を初め多くの市民から理解を得られていない状況が続いているが、今後どのように理解を得ていく予定なのかという質疑に対し、数の捉え方については行政側との乖離が多少あると感じているが、数の大小にかかわらず、反対をしている方がいるというのは、これも事実である。したがって、協議会の最後に反対をしている方においても、衛生組合が今後建築確認を取り、事業を進めていく中で工事の進捗状況は適宜説明を続けていく。また、積み残しと言われている懸案事項についても、並行してその解消に向けて事務を進めることになっているとの答弁がありました。

次に、東大和市が単独で可燃ごみを処理することとなった場合に必要となる経費について、情報開示をしているが、比較検討の意味で小平市、武蔵村山市の場合も情報開示すべきであったのではないかとこの質疑に対し、当該資料についてはあくまでも東大和市の市民を対象とした事業の説明になっている。全体の3市共同資源化事業については組合が3市市民という形でやるのだが、用いた資料の説明については、東大和市が都市計画決定する上での資料であったということで、東大和市の状況を示したものとなっている。比較検討という点だが、東大和市が単独でごみ処理を実施していくには多額の費用を要するため、まずは3市での枠組みの中でごみ処理を続けていくということを伝える目的もあり、このような資料での提出となっているとの答弁がありました。

次に、陳情理由の中に、この東大和市だけをにとって情報開示をしていることによって、市民の不安をおおるのではないかとということが書かれているが、その点について何うとの質疑に対し、市民の不安をおおるという御意見はあるが、市は市民の廃棄物の処理を担わなければならない、それが適正に処理されないということがあってはいけない。3市の枠組みを続けていくことは必要性また重要性があり、それを本当に失うか否かという状況にあるという現実、市民の方にも伝えなければならない。多摩地区内で危機的状況に陥ってしまった

自治体もあり、現実として起こり得る問題を秘めているという現状は伝えなければならないと考えるとの答弁がありました。

次に、陳情書には3つの事業のその行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行及び市民の意見を反映させることと書かれてあるが、現状の3事業に対してどのような情報公開だとか、説明責任を果たしているのか伺うとの質疑に対し、この3事業については衛生組合の事業となっているが、資源物処理施設については東大和市内にできるということもあり、過日決定した都市計画決定の関係もあるため、適宜説明会等を開催しているところである。残る2施設についても、現在不燃・粗大ごみ処理施設の更新について、こちらは先月11月からの生活環境影響調査が終わったということで、影響評価書の公開、意見募集を行っているところである。また、新ごみ焼却施設の進捗は基本計画案がまとまったところであり、衛生組合が主体となり、3市も含めた中で説明会を順次開催し、あわせてまた組合が意見募集を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、そういった情報というのは逐一ホームページ等で公開されているという認識でよいのかという質疑に対し、3事業の周知については、衛生組合のホームページを初め、組合で発行している広報誌「えんとつ」、また組織市においても市報の中で、その旨あわせて周知を図っているとの答弁がありました。

次に、地域連絡協議会の中の内容や、その中で出た資料も公開されているという認識でよいかという質疑に対し、協議会の関係は全文録という形で衛生組合のホームページのほうで掲載をしているとの答弁がありました。

次に、もともとこの施設をつくる目的はごみの減量であると一貫して言っていたが、どのくらいごみが減るのかという問いに対して、出された資料では2%前後となっていた。このことは東大和市は知っていたのかという質疑に対し、当初からそのことを知っていたというものではないとの答弁がありました。

次に、新ごみ焼却施設事業について、今衛生組合が出している案によれば、日量236トンのものをつくらうとしている。それに対する建設費は焼却炉本体だけで258億円である。一方、類似ごみ焼却施設の建設費で、浅川清流環境組合は日野市、国分寺市、小金井市が構成市となっており、この3市の人口は小・村・大の衛生組合よりも多い。その人口が多いところが、228トンの内容にして建設費は155億である。これを見て市は疑問に思わないのか、説明を求めたのかという質疑に対し、疑問には思っていない。理由としては、浅川清流環境組合は小・村・大で考えている可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ3つではないということ。したがって、施設に入のごみ量、ごみ質が違っているということから、一概に比較はできない。もし比較するのであれば、正しい条件のもとで比較しなければならない。また、金額については、1点目として契約の時点が違うこと。もう一点は、契約の内容まで把握していないため、どこまでの範囲を含めた契約になっているかというところが比較検討できず、一概にこれが高いか安いのかという判断はできないとの答弁がありました。

次に、市として今回のこの計画におけるごみ焼却施設工事費258億円は妥当だと考えているかという質疑に対し、今回の衛生組合から示されている金額については、どういったごみ焼却炉に更新していくかというところのフレームを整えていく計画であるので、今後基本計画の後の実施計画といったステップを踏む中で、トータル293億円というものがより明確な数字になるのではないかと捉えているとの答弁がありました。

次に、金額について、今の建設計画でいくと、東京オリンピックに近い段階で一番工事費の高いときに発注する形になるため、ずらすことは可能ではないのかと問うと、組合は東京オリンピックが終わった後も工事費が下がる確証はないと言われるが、市は同じ認識なのかという質疑に対し、工事の時期をずらすことについては、施設が老朽化、また一方では耐用年数を迎えるところがあるので、地域住民の方からは早急に建て替えを

してほしいという声が出ていると聞いている。現在、周辺で更新が行われている施設と比べると、かなり旧式化した施設であるのは否定ができない。また、建設費の単価が現実問題として上がっているのは、ごみ処理施設ばかりではない。値段が単価的に上昇している事実はあるが、オリンピックが終わったらどうかというような先のことの見通しまではできないとの答弁がありました。

次に、焼却炉を建て替えすると、他の衛生組合に最低でも5年間、焼却し切れないごみを依頼しなければならない。その数字も出ておらず、それは莫大な金額となり、一切補助もない。各市が丸々負担しなければならないとなれば、市財政にとっても大変なことになるのではないかという質疑に対して、市としてはごみを安定的に処理すること、市民に対してそこで迷惑をかけないというのが一番大きな課題である。そういう中で、オリンピックに向けてやはり経費が非常に高騰しているという事実。それから、労働力不足があるということも認識している。そういった意味で、例えば1年おくらせると非常に安くできるということが担保できるのであれば、それも選択肢の一つとして理論的にあり得ると思わないわけではない。ただ、現状の施設がかなり老朽化しており、安定的に処理をするのに支障を来す事実も出てきている中で、やはり33年を目指して早急に施設を更新していかなければならないと認識している。その中で事業を進める段階で精査をする中、なるべく経費のかからない方法をうまくとれば良いと考えているとの答弁がありました。

次に、東大和市が追い出されるようなことが現実になり得るといった発言があったが、根拠は何かという質疑に対し、この一部事務組合は3市でやっているの、1市が欠ければこの組合の存続自体が意味をなさないというところを指しているとの答弁がありました。

次に、陳情趣旨は、東大和市議会として小・村・大衛生組合に対して、その行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行及び市民の意見を反映させることの決議を求めるということで、行政として当然やるべきことを求めている陳情だと思う。周辺住民の方々が質問をしても、それに対して納得できる合理的な回答がない。非常に行政の対応としては不適切な対応だと考える。その点について市はどう考えているのか何うという質疑に対し、組合の事業であるといっても、組織市である東大和市もきちんと協力をしていく立場にある。真摯に説明できるよう住民と向き合っていくとの答弁がありました。

次に、廃プラ施設の建設に関して、40億円から26億円に減らしたことについて、何を削ったのかという質問に対し、スペックが下げられていることが明らかになったが、市の認識はいかがかという質疑に対し、施設のスペックの関係については衛生組合が事業者と調整等を図っている部分である。メーカー提案をもらった段階の事務については、組合の事業のため入っていない。したがって、結果として市もその点については後から知ったということである。

次に、今でも基本構想、基本計画は3日と明記されたまま、計画そのものの修正もされていない。ところが、実際の事業は、入札は今言ったような形でスペックが引き下げられて結ばれるということになった。市も知らなかった、知らされていなかった。これは、3市市民に知らされた計画が知らない間に変えられていて、しかも変えられたことすらいまだに明らかにされていないということである。東大和市議会として、衛生組合に対して行政手続の透明化、情報公開、説明責任の遂行、市民の意見を反映させることを求めるべきで、市としてもこれは求める必要があると考えるが市の認識を何うという質疑に対し、衛生組合も一つの特別地方公共団体である。この事業実施に当たって、また今後の施設の維持運営等に関しても、組織市という部分では今後も意見を申し上げていきたいが、一部事務組合としてごみの中間処理をやっていく以上は、節度ある形で話を持っていくことになるとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議を終了、1名の委員から本陳情に賛成の立場で討論があり、採決に入りました。採決の結果、29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情は、採決と決しました。

本陳情については建設環境委員会として決議を行うこととし、決議の案文については正副委員長に一任となりました。

以上です。

済みません、先ほど陳情を採決というふうに申し上げたようですので、第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情は採択と決しました。

以上、訂正をさせていただきます。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 根岸 聡彦君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔6番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） 議席番号6番、大后治雄でございます。與市会を代表し、29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情に反対の立場で討論を行います。

さて、当市議会の今定例会の一般質問における答弁におきまして、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会の解散理由といたしまして、同協議会の会長が、本来その権能にない権限を行使した疑いにより同協議会構成組織間の信頼関係を毀損したため、同協議会継続が困難となったことから解散せざるを得なかったとされました。その是非は置くとして、しかしながら、その後の当市議会の今定例会の一般質問における答弁では、別途改めて協議の場を設けたい旨の発言があったものと記憶しており、陳情趣旨にある内容の反映も期待されます。したがって、当市議会の決議を待つまでもなく、本陳情の願意は達成されつつあると考え、本陳情に反対するものであります。

以上であります。

〔6番 大后治雄君 降壇〕

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情に賛成の立場で討論します。

この陳情の趣旨は、東大和市議会として小・村・大衛生組合に対し、その行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行及び市民の意見を反映させることを求める決議を上げるよう求めるものです。行政のあり方として当然過ぎる要求ですが、それがやられていない実態が陳情理由で告発されています。

廃プラ施設の建設についても、周辺住民から寄せられている懸念や疑問について、4団体側はきちんと答えていません。健康・環境被害の懸念については最善を尽くすという以外に答えられませんし、事業の必要性や用地選定の合理性については、煎じ詰めれば方針だ、4団体での確認だという以外に答えていません。疑問や

懸念に答えられない一方で、反対を続けていたら東大和市が衛生組合から追い出されてしまう。責任がとれるのですかと、恫喝ともとられかねない内容です。

説明責任の遂行という点では、平成25年1月8日の4団体合意で周辺住民の理解を得た後に事業に着手するとしていたにもかかわらず、その後わずか2カ月、8回の市民説明の後に、周辺住民の理解を得られたとは言いがたいとした上で、それでも必要な事業なので推進すると強硬路線に転じた行政側の誤りを厳しく指摘するものです。この説明責任の放棄が、その後の住民理解を遠ざけることになったことは明らかです。

さらに、情報公開という点でも、衛生組合に厳しく求める必要があります。廃プラ施設建設費用は、当初13億とされていたものが19億となり、事業者ヒアリングの結果、30億から40億という数字が出てきました。その後入札価格を設定する段階で、26億円という数字を衛生組合は出しました。その補正予算審査の際、30億から40億という数字を26億まで引き下げるに当たって、仕様、性能などを引き下げたことがあるのかと何度もたどしましたが、答弁しませんでした。

この補正予算が通り、入札が終わった後になって、貯留ピットの容量を3日分から2日分に引き下げたり、プラットホームのごみ投入口の最低幅員の規定を削除したりしていたことが明らかにされました。東大和市も補正予算審査の時点では知らされていなかったことが、委員会での市の答弁でも明らかになりました。衛生組合が審査の際に必要な事実を隠していたことは明らかです。今でも組合ホームページでは、変更前の仕様が基本計画としてそのまま市民に示されているにもかかわらず、実際には違う施設ができるということです。こうした諸事実に照らせば、本陳情の要求は当然のことです。

また、周辺住民の理解を得られないまま、廃プラ施設建設を強行するのは間違いです。建設のための都市計画決定の中止を求める陳情を市議会が採択したにもかかわらず、建設が強行されようとしているだけに、この陳情が求める決議を市議会として採択すべきです。

〔2 番 尾崎利一君 降壇〕

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情に、反対の立場で討論します。

言うまでもなく、小平・村山・大和衛生組合が進めている3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、新ごみ焼却施設事業については、3市の市民にとって大きな問題であり、その行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行及び市民の意見を反映させることは当然のこととして進められなければなりません。その手段として、東大和市議会及び構成団体である3市からは、組合に議員が派遣され組合議会をつくっています。そのため東大和市議会として新たに独自に決議を出すことは、この仕組みをなおざりにしかねません。今回の陳情趣旨を十分に酌み取り反映されるよう進めることが派遣議員の役割だと考えます。

よって、第9号陳情に反対し、以上討論といたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番(床鍋義博君) 議席番号21番、床鍋です。29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情に、やまとみどりを代表して、賛成の立場で討論を行います。

(仮称) 3市共同資源物処理施設、以下、廃プラ施設と呼ばせていただきますが、これについてはこれまで一般質問などで、その必要性の有無についてさまざまな視点から質疑、また提案させていただいております。

ペットボトルについては、国分寺市が行っているように、行政回収をせず民間の自主回収設置店へ持ち込み、その他の容器包装プラスチックのリサイクルに関しては、これまでどおり民間企業への委託をすることで、廃プラ施設建設費用である26億円弱が不要となります。財政運営が厳しい中、少子高齢化が進む状況では、さまざまところで経費の見直しが必要となってきました。常に費用対効果を考え、どのような施策を行えば少しでも経費を浮かせることができるのかを考えるのは、市民サービスを担う職員の責任であり、またその予算・決算を精査するのは私たち市議会議員の仕事であります。

これまで小平・村山・大和衛生組合の議会においても、同僚の中野議員が建設費用や廃プラ施設ができることによるごみの総量に関する質疑をしても、資料としてなかなか提出されず、関連する議案が決議された後に資料が出てくるといったことが続いております。

また、東大和市議会の一般質問において、環境部の答弁でも、組合からの情報が来ていないという答弁が幾度もあり、対議員や市に対しても十分な情報が適時に開示されていない状況であります。

(仮称) 3市共同資源物処理施設建設地域連絡協議会においても、回数だけは46回も行われましたが、周辺地域住民の代表が求めている質問に対して、ほとんど明確な回答がなされておられません。そんな中、突然に行政側から協議会の中止の申し出があり、ことし11月11日に一方的に協議会は解散となりました。行政の進め方として異常な事態であると憂慮します。今後、廃プラ施設だけではなく、可燃物、不燃物の施設建設のため約300億円近い予算がかかる可能性があります。これは私たちの世代だけではなく、次世代に大きな負担がかかってしまうものであり、適時適正な情報開示を市民に行うことが急務であります。

先週末の日曜日、南街公民館において武蔵野市の廃棄物処理施設であるクリーンセンターを建設する際、市民側の運動として、その建設計画に大きくかかわった市民団体の方の講演がありました。その中の質疑応答で、なぜ迷惑施設と呼ばれているごみ処理施設がまちの中心地である市役所の隣にできたのかという質問に対し、時間と手間をかけて市民と行政が隠し立てをせず腹を割って話し合ったことが相互の信頼を生んだと話されておりました。これはごみ処理だけの問題ではなく、行政全般に言えることではないでしょうか。

今回の陳情趣旨は、小平・村山・大和衛生組合が現在進めている3市共同資源物処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、新ごみ焼却施設事業について、東大和市議会として小・村・大衛生組合に対し、その行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行及び市民の意見を反映させることの決議を求めるという至極当然のことを求めています。廃プラ施設建設に賛成、反対、それぞれの立場であっても、これに反対する理由は一切見当たりません。

以上、賛成討論とさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第46号議案 東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本件を採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

---

午前10時43分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開会直後の私、議長の発言において、議会運営委員会の開催を12月18日と発言をいたしました。正しくは12月18日及び本日の開会前に議会運営委員会が開催されておりますので、発言を訂正させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第4 委第2号議案 骨髄移植ドナーに対する支援の充実にに関する意見書

○議長（押本 修君） 日程第4 委第2号議案 骨髄移植ドナーに対する支援の充実にに関する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、厚生文教委員会において全会一致により提出することを決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第2号議案 骨髄移植ドナーに対する支援の充実にに関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第5 委第3号議案 小平・村山・大和衛生組合における計画中の事業に関する行政手続の透明化等を求める決議

○議長（押本 修君） 日程第5 委第3号議案 小平・村山・大和衛生組合における計画中の事業に関する行政手続の透明化等を求める決議、本案を議題に供します。

本案につきましては、建設環境委員会において提出することを決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

委第3号議案 小平・村山・大和衛生組合における計画中の事業に関する行政手続の透明化等を求める決議、  
本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第6 議第5号議案 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議

○議長（押本 修君） 日程第6 議第5号議案 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議、本案を議題に供  
します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を  
省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第5号議案 北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議、本案を原案どおり可決と決することに御異議ご  
ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第7 議第6号議案 来年度の国民健康保険税について、大幅値上げに反対し、引き下げを求め る決議

○議長（押本 修君） 日程第7 議第6号議案 来年度の国民健康保険税について、大幅値上げに反対し、引  
き下げを求める決議、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 議案提出者、日本共産党を代表して、議第6号議案 来年度の国民健康保険税について、  
大幅値上げに反対し、引き下げを求める決議について提案理由を御説明いたします。

まず、国民健康保険制度は、加入者による助け合いの制度ではありません。全国民に医療を受ける権利を保障する国民皆保険制度の土台であり、憲法25条に基づく社会保障です。東京都国民健康保険運営方針で、現行の国民健康保険制度には被保険者の年齢が高く、医療水準が高い低所得者が多く、保険料、税の確保が困難であるなどの構造的問題があるとされていますが、この矛盾は低所得者の多い国保加入世帯にこれ以上の負担を負わせるのではなく、社会保障として国が財源負担をして医療を受ける国民の権利を保障するのが基本です。これが決議案の1で示した国庫負担の抜本増などの国に対する財政支出の要求です。この点では、地方六団体も1兆円規模の財政支出を国に要求しており、多くの方々と一致できるところと考えます。

決議案の2は、広域化による運営主体となる東京都に対しても、保険税負担軽減のための都独自の財政支出を改めて申し入れるという点です。これは当然ながら市長会も東京都に要求しているところであり、多くの

方々の賛同を得られると考えます。

決議案の3ですが、被保険者の年齢が高く医療費がかかる一方で、低所得者が多く保険税の確保が困難という国保制度の矛盾をどう解決するかという問題です。国が国庫負担を歴史的に引き下げてきた中で、東京都や自治体が負担をふやしてこの矛盾に対応してきました。今回の制度改革に当たっても、国や東京都の財政支出が不十分なもとの、現在でも払い切れないほど高い国保税にあえいでいる加入者に、制度の矛盾のツケを押しつけるのでなく、市が一般財源の繰り入れを初めとしたあらゆる努力を行って、高過ぎる保険税の引き下げへと転じるよう求めるものです。

所得の低い国保加入者に制度の矛盾を押しつけるのでは、医療を受ける国民の権利を奪うこととなります。今回の広域化に際して、一般財源からの繰り入れをなくしてしまえば、年収400万円、40歳以上のサラリーマン4人世帯で国民健康保険税は47万6,953円、もしくは都制度に合わせれば50万4,340円となり、これは協会けんぽの本人負担の保険料23万5,824円の2倍以上、つまりサラリーマン本人と会社負担の合計額をも上回る重い負担となるのです。国や東京都の方針どおり引き上げたら、とんでもないこととなります。国民皆保険制度が壊されてしまいます。

東大和市は、加入者の保険税負担を抑えるための繰り入れを、平成27年度は8億2,746万9,000円、28年度は7億2,486万3,000円、29年度は現在までで7億5,414万1,000円支出してきました。本係数を適用した場合より高く算定されている市の試算でも、6億9,900万円を繰り入れれば現行の国保税を維持できるわけですから、これまで程度の法定外繰り入れを維持すれば引き下げに転じられます。

4については、差し押さえそのものを否定するものではありません。強権的なやり方をすべきではないということです。差し押さえや換価処分は行政による強権の発動ですから、本来はなるべく避けるべきものです。ところが東京都は、保険者規模ごとに差し押さえ件数などの基準を設け、これを達成した自治体に財政措置を厚くする誘導をしています。こうした行政処分の目標を課すことによって、差し押さえ件数先にありきなどという本末転倒が起きています。こうしたことをやめるよう求めるものです。

国は社会保障に充てる財源が不足しているように言っています。応能負担の原則を回復すれば財源は十分確保することができます。体力がないからといって、軽減税率が適用されているはずの中小企業の実質法人税負担が19%に対して、大企業は12%です。さまざまな大企業優遇税制があるためです。せめて大企業が中小企業並みに税金を負担するだけで6兆円の財源を生むことができます。個人課税でも、所得1億円を超えると税負担率がどんどん低くなるという逆立ちを正せば、1兆円の財源が生まれます。地方六団体が要求している国による1兆円の財政措置は十分に可能です。

以下、決議案を読み上げて提案とします。

来年度の国民健康保険税について、大幅値上げに反対し、引き下げを求める決議。

来年度から国民健康保険が広域化されます。東京都は11月21日に都国保運営協議会に諮問、即日、諮問どおり答申されました。

同時に示された資料では、都民1人当たりの国保税額は15万2,511円となり、2016年度11万8,172円と比較して1.3倍、約3万4,000円もの値上げとなっています。東大和市では約3万5,000円（約35%）の値上げとなります。また、資料の自治体別の標準保険料率（区市町村ごとの算定基準に基づく）をもとに東大和市の保険税を試算すると、年金収入200万円の65歳以上の1人暮らし高齢者の場合、2017年度6万1,924円が来年度には8万1,593円と1万9,669円（約32%）もの値上げとなります。営業所得266万円の夫（42歳）と妻（41歳・収入

なし)と小学生の子供2人の4人家族の場合、2017年度37万2,395円が来年度は47万6,953円と10万4,558円(約28%)も値上げになります。

今でも高過ぎて払い切れない国保税のこれだけの値上げは、加入者の負担能力の限界をはるかに超えています。国保加入者の8割が所得の低い非正規労働者や無職者・年金生活者で占められているのに保険税は高いという構造的問題をさらに深刻にするものです。

東大和市でも、加入者世帯の73%が所得150万円以下、37%が所得なし層です。大幅値上げではなく、軽減へと踏み出すべきです。

よって、東大和市議会として、以下の点を市長に求め、決議するものです。

- 1、国に対し、国保税負担を引き下げするため国庫負担の抜本増を初め財政支出をするよう働きかけること。
- 2、国保財政運営の主体となる東京都に対し、保険税負担軽減のための都独自の財政支出を改めて申し入れること。
- 3、市としても、一般財源の繰り入れを初めとしたあらゆる努力を行い、高過ぎる国保税の引き下げへ転換すること。
- 4、強権的な徴収強化、差し押さえはしないこと。都に対し差し押さえ強化などのためのインセンティブはやめるよう申し入れること。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(押本 修君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(押本 修君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔2番 尾崎利一君 降壇〕

○議長(押本 修君) お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(押本 修君) 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第6号議案 来年度の国民健康保険税について、大幅値上げに反対し、引き下げを求める決議、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（押本 修君） 起立少数。  
よって本案を否決と決します。
- 

#### 日程第8 閉会中の特定事件調査について

- 議長（押本 修君） 日程第8 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。  
厚生文教委員会からお手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。  
お諮りいたします。  
申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。
- 

#### 日程第9 議員派遣について

- 議長（押本 修君） 日程第9 議員派遣について、本件を議題に供します。  
お諮りいたします。  
地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付しております議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任いただきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。
- 

- 議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 押 本 修

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 実 川 圭 子

署 名 議 員 荒 幡 伸 一